

平成20年度予算が決まりました

★予算総額 45億8,612万円（介護保険分を含む）

★経常収支で -2億4,131万円の厳しい赤字予算となりました

去る3月17日(月)に開催された組合会において、平成20年度予算および事業計画が承認されましたので、そのあらましをご報告いたします。

- 予算総額で前年度より4億8,488万円増の45億8,612万円となりました。これは被保険者数の増加の見込みによるもので結果として収支ともに予算規模が増大しました。
- 平成20年4月より特定健診・特定保健指導が義務化されスタートしましたが、これに伴い実施費用が新しい支出科目として計上されました。
- 同じく4月より、従来の老人保健制度が廃止され新たな高齢者医療制度（P3予算科目内容のポイント⑩⑪参照）の創設によって、新制度への納付金・支援金等の負担額は前年度予算の拠出金に対し3億6,435万円の大幅な増加となり大変厳しい負担が課せられました。

収入合計 4,388,184千円

国庫負担金収入・国庫補助金収入(①)・その他	3,404千円
雑収入	13,037千円
財政調整事業交付金(②)	35,593千円
調整保険料(③)	60,855千円
繰越金(④)・繰入金(⑤)	303,223千円
健康保険料	3,972,072千円

支出合計 4,388,184千円

積立金繰入	1,750千円
その他	3,592千円
財政調整事業拠出金(⑥)	60,855千円
事務費(⑦)	80,200千円
予備費(⑧)	97,500千円
保健事業費(⑨)	201,689千円
納付金合計	1,830,834千円
前期高齢者納付金(⑩)	687,792千円
後期高齢者支援金(⑪)	651,557千円
病床転換支援金・その他	424千円
退職者給付拠出金(⑫)	332,531千円
老人保健拠出金(⑬)	158,530千円
保険給付費(⑭)	2,111,764千円
(医療費・現金給付費)	

内の数字は保険料収入に占める割合です。

経常収支差引額 -241,305千円

予算の基礎数値

	被保険者数	平均標準報酬月額	平均年齢
男	8,990人	343,690円	36.31歳
女	990人	216,869円	34.83歳
計	9,980人	330,700円	36.17歳
総標準賞与額（年間合計）		10,833,580千円	

健康保険料率

負担割合	保険料率	調整保険料率	計
事業主	42.453/1000	0.647/1000	43.100/1000
被保険者	36.347/1000	0.553/1000	36.900/1000
計	78.800/1000	1.200/1000	80.000/1000

※科目内容は3ページをご参照ください。

被保険者1人当たりでみる予算額 (%は前年度予算対比 +は増、-は減)



1人
当たり

収入合計 439,698円

国庫負担金収入・国庫補助金収入(①)・その他	342円 (-0.9%)
雑収入	1,306円 (-57.9%)
財政調整事業交付金(②)	3,566円 (+7.6%)
調整保険料(③)	6,098円 (-2.4%)
繰越金(④)・繰入金(⑤)	30,383円 (+452.1%)
健康保険料	398,003円 (-2.5%)

支出合計 439,698円

積立金繰入	175円 (-26.8%)
その他	360円 (-5.3%)
財政調整事業拠出金(⑥)	6,098円 (-2.4%)
事務費(⑦)	8,036円 (-11.3%)
予備費(⑧)	9,770円 (-49.0%)
保健事業費(⑨)	20,209円 (+2.9%)
納付金合計	183,450円 (+13.7%)
前期高齢者納付金(⑩)	68,917円
後期高齢者支援金(⑪)	65,286円
病床転換支援金・その他	42円
退職者給付拠出金(⑫)	33,320円
老人保健拠出金(⑬)	15,885円
保険給付費(⑭)	211,600円 (+0.5%)
法定給付費	211,236円 (+0.6%)
付加給付費	364円 (-40.6%)



1人
当たり

平成20年度
介護保険分の予算

介護保険料は、当組合の40歳以上65歳未満の被保険者から徴収されます。
また、介護保険の納付金は全額を国庫に納付し、運営者である全国の市区町村に配分されること
になります。(保険料率は国により介護保険給付費が見直され年度ごとにも変わることもあります)

収 入 (単位千円)	支 出 (単位千円)
介護保険収入 197,848	介護納付金 189,772
繰越金 1	介護保険料還付金 110
繰入金 1	積立金 8,049
雑収入 81	
合 計 197,931	合 計 197,931

予算の基礎数値

介護保険第2号被保険者 (介護保険対象者)	4,534人
介護保険料納付被保険者 (40歳以上65歳未満)	3,100人

予算科目内容
のポイント

- ①国庫負担金収入・国庫補助金収入
国から健保組合の財政の補助として交付されるお金です。
- ②財政調整事業交付金
非常に高額な医療費の支払いがあった場合に組合の負担を減らすため健康保険組合連合会から出される補助金です。(その財源は③で説明している調整保険料で賄われており組合の相互扶助の制度となっています。)
- ③調整保険料
皆さんからいただいた健康保険料の一部(80%の内の1.2%分)を健康保険組合連合会に納め、管理運用してもら

- っているものです。(組合健保すべてが納めています。)
- ④繰越金
前年度決算で黒字になった場合に、翌年度の財政を安定させるために収入として繰越すお金です。
- ⑤繰入金
医療費や納付金など支出全般が保険料収入や繰越金だけでは賸えない場合、財産として積立しているお金の一部を今年度の支払いに充てられるようにするお金です。
- ⑥財政調整事業拠出金
③で説明した調整保険料を支払う時の名称です。
- ⑦事務費
健保組合事務局の運営にかかる費用及び理事会、組合会の実施にかかる費用です。
- ⑧予備費
医療費の支払い等で不測の事態に対応するため予備で見込んでいる費用です。(但し、その用途は組合の規約で決めら

- れているものに限られています。)
- ⑨保健事業費
皆さんがダイハツ系連合健康保険組合に加入していることにより受けられる各種サービスのための費用です。(各種冊子の配布や健診の補助、保養施設の利用や旅行費用の補助等多岐に亘ります。)
- ⑩前期高齢者納付金
70歳から74歳までの人はどの医療保険に加入している人でも医療費の支払いについて自己負担1割の特別措置(現役並所得者は3割負担)が採られています。その方たちの医療保険での費用と65歳から70歳までの人の医療保険での費用を全医療保険者(国民健康保険・共済組合・政府管掌健保・組合健保)で平等に負担するために納付する費用です。(負担は我々組合健保が一番重いとされています。)
- ⑪後期高齢者支援金
75歳以上の人は今までの健保組合等に加入しながら別建ての保険であった老

- 人保健制度から、独立した後期高齢者医療制度に移り、健康保険組合からは脱退することになります。その新しい医療制度の財政を支えるため国の負担以外に健保組合もその方々の医療費を負担するために支援金を納めます。
- ⑫退職者給付拠出金
一定期間以上、健保組合に加入していた人が国民健康保険に加入した場合の保険制度です。健保組合はその方々の医療費の一部を負担するためこの拠出金を納めており、国民健康保険組合の財政を助けています。
- ⑬老人保健拠出金
⑪の後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止された老人保健制度ですが、長年制度が続いていたため医療費の精算が必要であり今年も継続して拠出金を納めています。
- ⑭保険給付費
皆さんの病院での診療費や各種給付金(傷病手当金、出産一時金など)の費用です。

健康保険組合では、皆さんの保険料から、加入されている方々の医療費やサービスのための費用だけでなく、他の医療制度(前期高齢者医療制度、後期高齢者医療制度、退職者医療制度等)の支援のため多大な費用を支払っています。皆さんが国民健康保険や高齢者の方々の医療制度を助け国民皆保険が維持されているとも言えます。